

釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成26年
5月

1 労働災害を防止するための安全の担当者の配置について！

厚生労働省は、第三次産業の中でも災害が多発している「社会福祉施」「飲食店」「その他の小売業」（※労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種）で労働者10人以上の規模の事業場において、労働災害を防止するための担当者（安全推進者）を配置することにより、安全管理体制を充実し、労働災害防止活動の実効性を高め、労働災害の減少に資することを目的として「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置に係るガイドライン」が策定されました。

ガイドライン▶<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-55/hor1-55-13-1-0.htm>

2 「業務改善助成金」をご活用ください！

業務の効率改善（設備投資等）により、パート労働者などに支払う社内の最低賃金を時間額換算で40円引き上げれば、最大100万円まで助成が受けられます。

賃金引上計画、業務改善計画を岩手労働局に申請し、交付決定を受ける必要があります。

お問い合わせは、岩手労働局労働基準部 賃金室 019-604-3008

http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/chingin/chingin.html

3 パートタイム労働法が変わります！

パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の一部を改正する法律が、4月23日に公布されました。パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲を拡大するとともに、パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設等を行うものです。▶<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000044198.html>

4 「死亡労働災害防止強化期間」を設定(5月～7月末)！

県内で死亡労働災害が多発し、現在12名の方が亡くなりました。ご冥福をお祈り申し上げますとともに、各企業の安全対策に万全を期して頂きますよう強くお願い申し上げます。

岩手労働局では、5月～7月を強化月間として各種対策を取り組むこととしています。

5 平成26年度「全国安全週間」スローガン決定！

「みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害」

安全に関する経験やノウハウを産業の違いや世代を超えてつないでいく大切さを確認しつつ、職場の安全意識を高め、慣れや過信を捨てて災害防止に取り組むこと、事業者と労働者が一体となって日々の安全活動を推進することによって、業務中の労働災害ゼロを目指していくことを表しています。

6 労働災害発生事例と災害防止のポイント

[平成26年分 平成26年4月25日現在]

休業4日以上労働災害 17件 うち 復旧・復興工事にかかる災害 1件
死亡災害 1件（1月発生、車両系建設機械の横転）

＜災害事例＞

住宅新築工事現場において、外壁材の荷揚げ作業が終了したことから、一時的に取り外した足場の2層目の足場板を取付ける際、足を踏み外して足場の2層目から1層目に墜落しさらに地面に墜落した。

＜災害防止のためのワンポイントアドバイス＞

木造家屋建築工事業の労働災害が増加しています。墜落・転落災害防止対策の措置を徹底させましょう。

- ・手すり先行工法をはじめとする「より安全な措置」を講じましょう！
- ・はしご等が動かないように固定するほか昇降する際は両手に物を持たないようにしましょう！
- ・安全帯、保護帽を使用させましょう。

「心と体の健康なくして安全なし！」 健康確保対策に取り組みましょう！